一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　栃木県鹿沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　鹿沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十四年六月一日
　　農林水産大臣臨時代理
　　国務大臣　前田　武志

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　栃木県鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
　鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(三)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(四)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
　鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十二号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十四年六月一日
　　農林水産大臣臨時代理
　　国務大臣　前田　武志

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　栃木県鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
　鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十三号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十四年六月一日
　　農林水産大臣臨時代理
　　国務大臣　前田　武志

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県三好市三野町太刀野山字井ノ久保五五五一の三〇、五五五一の五〇、五五五一の七〇、五五五一の七八から五五五一の八〇まで、字奥四七七四の一、四七七四の二、字中窪四六五七の二、四六五七の三、四六五九の一から四六五九の三まで、字日浦四七九一の一、山城町粟山字布生山六一八の一、山城町西宇字キシヤシキ一四一五、池田町漆川タノモト四一六四の一、東祖谷営生六一〇の三、六三〇の一、東祖谷釣井四一九の二、西祖谷山村戸ノ谷三四九
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百五十五号

　公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号）第三十二条第一号の規定に基づき、公有水面埋立法施行令第三十二条第一号の甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示（平成二年運輸省告示第百六十四号）の一部を次のように改正する。
　平成二十四年六月一日
　　国土交通大臣　前田　武志

　別表第一岡山県の項乙号港湾欄中「彦崎」を削る。

○国土交通省告示第六百五十六号

　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
　平成二十四年六月一日
　　国土交通大臣　前田　武志

第1　起業者の名称　国土交通大臣
第2　事業の種類　一般国道236号改築工事（帯広・広尾自動車道「中札内大樹道路」・北海道河西郡更別村字上更別南13線地内から同村字上更別南16線地内まで）及びこれに伴う附帯工事
第3　起業地
1　収用の部分　北海道河西郡更別村字上更別南13線、字上更別南14線、字上更別、字上更別南15線及び字上更別南16線地内
2　使用の部分　北海道河西郡更別村字上更別及び字上更別南15線地内
第4　事業の認定をした理由
　申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
　申請に係る事業は、北海道河西郡中札内村協和東3線地内の中札内インターチェンジから同道中川郡幕別町忠類共栄地内の忠類インターチェンジ（仮称）までの延長20.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道236号改築工事（帯広・広尾自動車道「中札内大樹道路」）及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。
　本件事業のうち、「一般国道236号改築工事（帯広・広尾自動車道「中札内大樹道路」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う仮設迂回路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。
　したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
2　法第20条第2号の要件への適合性
　一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
　したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。